

昭和四十年政令第二百十九号

港則法施行令

内閣は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二条及び第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（港及びその区域）

第一条 港則法（以下「法」という。）第二条の港及びその区域は、別表第一のとおりとする。

（特定港）

第二条 法第三条第二項に規定する特定港は、別表第二のとおりとする。

（指定港）

第三条 法第三条第三項に規定する指定港は、別表第三のとおりとする。

附則 抄

（施行期日）

1 この政令は、港則法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十号）の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

附則（昭和四十二年二月二日政令第三七七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十二年一月十日から施行する。

附則（昭和四十二年七月一〇日政令第一八四号）

この政令は、昭和四十二年八月一日から施行する。ただし、別表第一福島県の部江名の項、福井県の部三国の項、鳥取県の部鳥取の項、鳥取県鳥根根の部境の項、福岡県の部荏田の項及び大分県の部佐伯の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十二年四月二日政令第六七号）抄

（施行期日）

1 この政令の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日から施行する。

一 別表第一愛知県の一部伊良湖の項、三重県の部宇治山田の項、兵庫県の一部高砂の項及び同部伊保の項の改正規定 この政令の公布の日

二 別表第一富山県の部伏木富山の項の改正規定及び次項の規定 昭和四十三年四月十七日

三 別表第一千葉県の部木更津の項及び大阪府の一部阪南の項並びに別表第二大阪府の項の改正規定 昭和四十三年六月一日

附則（昭和四十四年六月四日政令第一四一四号）

この政令は、昭和四十四年六月十日から施行する。ただし、別表第一島根県の部松江の項及び長崎県の部長崎の項の改正規定は公布の日から、同表新潟県の部新潟の項の改正規定は同年八月一日から施行する。

附則（昭和四十五年五月二七日政令第一四四号）抄

この政令は、昭和四十五年六月一日から施行する。

附則（昭和四十六年五月一日政令第一四三三号）

この政令は、昭和四十六年五月十五日から施行する。ただし、別表第一北海道の部枝幸の項及び岩内の項、茨城県の部鹿島の項、千葉県の一部館山の項並びに鳥取県の部鳥取の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十六年六月一日政令第一七一七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附則（昭和四十七年四月二八日政令第一一三三号）

この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附則（昭和四十七年五月三〇日政令第二〇九号）

この政令は、昭和四十七年六月十五日から施行する。ただし、別表第一新潟県の部直江津の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十八年一月二六日政令第五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十八年七月一日）から施行する。

附則（昭和四十八年一月二〇日政令第三四〇号）

この政令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。ただし、別表第一北海道の部留萌の項及び鹿児島県の部志布志の項並びに別表第二北海道の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十九年四月二日政令第九九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十九年四月十二日から施行する。ただし、別表第一北海道の部羅臼の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十九年一〇月二日政令第三五三三号）

この政令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

附則（昭和五〇年七月二日政令第二〇五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十年七月十日から施行する。

附則（昭和五十一年七月九日政令第一九四号）

この政令は、昭和五十一年七月二十日から施行する。

附則（昭和五十三年一月一八日政令第四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十三年二月一日から施行する。

附則（昭和五十四年一月一九日政令第六号）

この政令は、昭和五十四年二月一日から施行する。

附則（昭和五十五年一月二二日政令第二号）

この政令は、昭和五十五年二月一日から施行する。

附則（昭和五十六年一月二七日政令第一〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十六年二月一日から施行する。

附則（昭和五十七年七月六日政令第一八八号）抄

（港湾運送事業に係る経過措置）

1 この政令は、昭和五十七年七月十日から施行する。

4 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の苦小牧港の区域（改正前の同表の苦小牧港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けないでも、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附則（昭和五十八年八月三〇日政令第一九四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十八年九月一日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

5 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の大分港の区域（改正前の同表の大分港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けないでも、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附則（昭和五十九年八月二四日政令第二六〇号）

(施行期日)
 第一条 この政令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

附則 (平成十四年一月三日政令第三二四号)
 この政令は、平成十四年十一月一日から施行する。

附則 (平成十五年七月三〇日政令第三三九号)
 この政令は、平成十五年八月二十日から施行する。

附則 (平成十六年八月二七日政令第二六二号)
 この政令は、平成十六年九月十日から施行する。

附則 (平成十七年二月二二日政令第三七七号)
 この政令は、平成十八年二月一日から施行する。

附則 (平成十九年七月二〇日政令第二二六号)
 この政令は、平成十九年八月一日から施行する。

附則 (平成十九年一月二二日政令第三二七号) 抄
 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十二月一日から施行する。

附則 (平成二十一年八月七日政令第二〇三号)
 この政令は、平成二十一年八月二十日から施行する。

附則 (平成二十三年一月一四日政令第三二四号)
 この政令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

附則 (平成二十四年九月二〇日政令第二四〇号)
 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則 (平成二十五年八月二三日政令第二三三三号)
 この政令は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、別表第一熊本県の部八代の項及び別表第二熊本県の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附則 (平成二十六年七月二二日政令第二五四号) 抄
 (施行期日)

1 この政令は、平成二十六年八月一日から施行する。ただし、別表第一山口県の部徳山下松の項の改正規定及び次項の規定は、平成二十七年二月一日から施行する。

附則 (平成二十七年七月三二日政令第二八五号)
 この政令は、平成二十七年八月十五日から施行する。

附則 (平成二十九年九月二二日政令第二四七号)
 この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、別表第一北海道の部釧路の項の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

附則 (平成二十九年一月二二日政令第二六六号)
 この政令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年一月三十一日)から施行する。

附則 (令和三年四月二二日政令第一四五号)
 この政令は、令和三年五月一日から施行する。

附則 (令和四年四月二〇日政令第一七八号)
 この政令は、令和四年五月一日から施行する。

附則 (令和五年四月一四日政令第一六五号)
 この政令は、令和五年五月一日から施行する。

別表第一(第一条関係)

都道府県名	北海道
港名	港の区域

北海道
 北見枝幸港島防波堤灯台(北緯四四度五五分四八秒東経一四二度三六分二秒)から三〇六度一、一六五メートルの地点を中心とする半径一、二〇〇メートルの円内の海面

雄武 雄武港新北防波堤灯台(北緯四四度三五分一〇秒東経一四二度五八分八秒)から三〇三度五三〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面

紋別 紋別灯台(北緯四四度二分二秒東経一四三度二〇分五五秒)から九三度一、〇九五メートルの地点から九〇度二、〇六五メートルの地点まで引いた線、同地点から一五四度一、七八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二〇度三〇分一、三九五メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

網走 網走東防波堤灯台(北緯四四度一分二秒東経一四四度一七一分一五秒)から二七九度六〇メートルの地点を中心とする半径二、一〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ九〇度及び三〇五度一に引いた線以北の部分、同地点から九〇度二、一〇〇メートルの地点から一八〇度一、二三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三三度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面並びに新橋下流の網走川水面

羅臼 羅臼港第三西防波堤灯台(北緯四四度一分二七秒東経一四五度二二分一〇秒)から二五三度六五五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面

根室 根室港北副防波堤灯台(北緯四三度二〇分五三秒東経一四五度三四分四四秒)から一九二度五〇〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面

花咲 花咲灯台(北緯四三度一六分四三秒東経一四五度三五分二〇秒)から一八三度一、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八五度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

霧多布 霧多布三角点(四七メートル)(北緯四三度四分五〇秒東経一四五度八分二五秒)から〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一に引いた線、同三角点から二六三度三〇分一、五九〇メートルの地点から二〇四度三〇分八五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八八度三〇分四四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

厚岸 アイカツ埼から二六二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

釧路 釧路埼灯台(北緯四二度五八分一〇秒東経一四四度二分二四秒)から三五三度二〇メートルの地点から一八〇度三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度八、五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八度三〇分一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに雪裡橋下流の釧路川水面

十勝 広尾三角点(二六メートル)(北緯四二度一七一分一四秒東経一四三度一九分一〇秒)から一〇度三〇分二、六六〇メートルの地点から一〇二度二、八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一五度三〇分四、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二九一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

えりも 住吉山山頂から二〇八度一八五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面

様似 様似港外西防波堤灯台(北緯四二度七分二六秒東経一四二度五四分四〇秒)から二八度七九五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面

浦河 浦河灯台(北緯四二度九分四六秒東経一四二度四六分三六秒)から三二九度一、四七〇メートルの地点から二五六度一、四〇五メートルの地点まで引いた線、同地点から一八六度八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇七度三〇分二、二一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

河	浦河灯台(北緯四二度九分四六秒東経一四二度四六分三六秒)から三二九度一、四七〇メートルの地点から二五六度一、四〇五メートルの地点まで引いた線、同地点から一八六度八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇七度三〇分二、二一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
---	--

小	真小牧三角点(六・六メートル)(北緯四二度三七分五二秒東経一四一度三九分一六秒)から二六三度五、四一〇メートルの地点から一七四度五、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点と苦小牧港東港区東防波堤灯台(北緯四二度三三分四九秒東経一四一度四分一七秒)から二〇度三〇分七、八四〇メートルの地点とを結んだ線、同地点から二〇度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
牧	室蘭港南外防波堤灯台(北緯四二度二〇分五六秒東経一四〇度五四分五八秒)から二五〇度五六〇メートルの地点から一二五度に引いた線、同地点から七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
蘭	伊達三角点(三メートル)(北緯四二度二七分四二秒東経一四〇度五二分一三秒)から二九〇度一、〇六〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
伊	達高森三角点(二五メートル)(北緯四二度六分二〇秒東経一四〇度三五分四〇秒)から三七度七〇〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面
森	白弁天島三角点(一〇メートル)(北緯四一度五六分一一秒東経一四〇度五七分一〇秒)から二五六度八七〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
白	穴潤岬から一八〇度九五〇メートルの地点から六九度に引いた線、同地点から大野川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
函	松前灯台(北緯四一度二五分八秒東経一四〇度五分二〇秒)を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
松	福島港外東防波堤灯台(北緯四一度二八分三五秒東経一四〇度一五分四五秒)から二五六度四七〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
福	島鷗島灯台(北緯四一度五分五秒東経一四〇度六分五〇秒)から一一五度三〇分五四〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面
島	差三本杉三角点(九五メートル)(北緯四二度二七分二四秒東経一三九度五一分七秒)から一九〇度一、七八〇メートルの地点から二七度一、四一五メートルの地点まで引いた線、同地点から六度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇度一、四七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
差	瀬三本杉三角点(九五メートル)(北緯四二度二七分二四秒東経一三九度五一分七秒)から一九〇度一、七八〇メートルの地点から二七度一、四一五メートルの地点まで引いた線、同地点から六度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇度一、四七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
瀬	都寿都港北防波堤灯台(北緯四二度四七分四三秒東経一四〇度一四一分一七秒)から一八八度三五〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面
都	岩内港西防波堤灯台(北緯四二度五九分四八秒東経一四〇度三〇分三四秒)から二〇九度三〇分二、三一五メートルの地点から三四四度七四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六度二、五六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一一七度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
岩	内シリバ岬から一三五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
内	余平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
余	小鯨塚三角点(一〇メートル)(北緯四三度二一分五五秒東経一四一度一八分五一秒)から二八度六〇〇メートルの地点から三一五度三、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二八度五、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
小	増増毛灯台(北緯四三度五一分一八秒東経一四一度三一分三九秒)を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面
毛	留留萌灯台(北緯四三度五七分三九秒東経一四一度三八分四二秒)から二二八度一、八〇〇メートルの地点から二七〇度一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇
留	五メートルの地点から二七〇度一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇
萌	

青森県

青	度三、六六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
苗	苦前岬三角点(六〇メートル)(北緯四四度一八分三四秒東経一四一度三九分三秒)を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面
青	羽港町三角点(一四メートル)(北緯四四度二二分東経一四一度四分四三秒)から二三五度四一五メートルの地点から三二六度一四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九度三〇分一、四九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八七度四四五メートルの地点まで引いた線、同地点から一一四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
天	天塩港西防波堤灯台(北緯四四度五二分二秒東経一四一度四分四秒)から一三一度一、一〇五メートルの地点から二五三度一、三四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四三度四、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに同線を延長した線以南の天塩川水面
塩	野寒布岬から声間崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
天	青苗岬から九〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
天	天売港北防波堤灯台(北緯四四度二六分二二秒東経一四一度一九分五二秒)から二九二度三〇分三〇五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面
壳	焼尻島三角点(五九・九メートル)(北緯四四度二六分三七秒東経一四一度二五分二一秒)を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
尻	杓形岬灯台(北緯四五度一分一〇秒東経一四一度七分四八秒)から二八〇度二六五メートルの地点から三度七六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
杓	鬼石崎灯台(北緯四五度九分一秒東経一四一度一九分四三秒)から二二五度二、二八〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
鬼	脇鴛泊灯台(北緯四五度一分四分七秒東経一四一度一三分五三秒)から一三五度五〇メートルの地点から一二三度三〇分四四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三八度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
脇	香深港北島防波堤灯台(北緯四五度一八分九秒東経一四一度三分一一秒)から二四七度三〇分五一一メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
香	深金田ノ岬灯台(北緯四五度二七分三七秒東経一四一度二分一秒)から一七五度九五〇メートルの地点を中心とする半径一、二〇〇メートルの円内の海面中同灯台から〇度に引いた線以西の部分
深	浦入前崎から行合崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
浦	青森深浦
青	天崎を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び明海橋下流の中村川水面
森	ケ弁天崎から七ツ石崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小泊橋下流の小泊川水面
ケ	小川水面
沢	三廐石を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び増川橋下流の増川川水面
小	廐
泊	平北防波堤突端(北緯四一度九分三三秒東経一四〇度三八分二八秒)を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
廐	館

青森	鼻線崎から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに石森橋下流の堤川水面
小湊	安井崎から金附崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに雷電橋下流の汐立川水面
野辺	野辺地町と平内町との境界海岸（北緯四〇度五三分一〇秒東経一四一度五五分五秒）から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに野辺地橋下流の野辺地川水面
大湊	大湊港下北防波堤灯台（北緯四一度一六分三二秒東経一四一度一〇分三三秒）から二二二度二、二〇〇メートルの地点を中心とする半径三、六〇〇メートルの円内の海面及び下北橋下流の田名部川水面
川内	川内橋西端（北緯四一度一分五二秒東経一四〇度五九分三一秒）を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び同橋下流の川内川水面
脇野	脇野沢川導水堤突端を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面並びに脇野沢川脇野沢橋及び瀬野川瀬野橋各下流の河川水面
佐井	佐井港北防波堤灯台（北緯四一度二六分一一秒東経一四〇度五二分三八秒）から二二七度三〇分四八五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
大間	大間港西防波堤灯台（北緯四一度三一分五秒東経一四〇度五四分一一秒）から一九二度五二五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
大畑	大畑港東防波堤灯台（北緯四一度二四分五〇秒東経一四一度一〇分八秒）から一六二度一八〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面及び大畑橋下流の大畑川水面
尻屋	弁天島島頂（二一メートル）を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面
岬	棚ノ沢三角点（二二メートル）（北緯四一度一分三三秒東経一四一度二二分五七秒）から一七二度三〇分一、九六〇メートルの地点から九〇度五、二九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七七度九、九八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、尾駁沼水面並びに同三角点から二七〇度四、六八〇メートルの地点から一八〇度に引いた線以東の鷹架沼水面
八戸	日出岩（三・三メートル）（北緯四〇度三二分四六秒東経一四一度三三分五九秒）から一八〇度に引いた線、同地点から三一九度三〇分三、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇五度三、九二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度四、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに旧馬淵川水面
八戸	丑島三角点（六三メートル）（北緯四〇度一三分六秒東経一四一度五〇分四秒）から九〇度一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度四、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに湊橋下流の久慈川水面
木	八木港導灯（前灯）（北緯四〇度二〇分四六秒東経一四一度四五分五〇秒）を中心とする半径九〇〇メートルの円内の海面
宮古	館ヶ崎（北緯三九度三八分四九秒東経一四一度五九分）から一七七度二〇分二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から牛鼻（北緯三九度三六分四二秒東経一四一度五七分五〇秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮古橋下流の閉伊川水面

山田	小島東端から伝作鼻及び熊ヶ崎東端まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面並びに大沢川門坂橋及び関口川宝来橋各下流の河川水面
大田	七戻崎から雀島南端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面並びに大槌川大槌大橋及び小槌川小槌橋各下流の河川水面
釜石	釜石港湾口北防波堤灯台（北緯三九度一五分三三秒東経一四一度五五分五秒）から三四三度一、〇三五メートルの地点から一四二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに矢ノ浦橋下流の甲子川水面
大船	コオリ崎灯台（北緯三九度一分六秒東経一四一度四五分三〇秒）から碓石崎灯台（北緯三八度五九分一〇秒東経一四一度四四分三〇秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに川口橋下流の盛川水面
田	大森山三角点（一四六メートル）（北緯三八度五七分二〇秒東経一四一度四二分二六秒）から二五七度七〇〇メートルの地点を中心とする半径一、二〇〇メートルの円内の海面
宮城	梶ヶ浦防波堤突端（北緯三八度五三分東経一四一度三六分七秒）から一四八度四六〇メートルの地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
志	荒島南端から二八度に引いた線、同島北端から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに水尻川水尻橋、八幡川汐見橋及び新井田川曙橋各下流の河川水面
津	大貝崎からアゴシマ南西端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面
川	清崎から一三九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鮎川	狐穴崎から割石崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
荻浜	尾崎から三三三度に引いた線、万石橋及び陸岸により囲まれた海面
渡波	下台三角点（三・三メートル）（北緯三八度二四分四九秒東経一四一度一四分二三秒）から二二三度三〇分二七〇メートルの地点から一六一度三、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八三度五、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度一、四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八五度二、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五四度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、東内海橋及び西内海橋下流の旧北上川水面並びに北緯三八度二五分五秒の線以南の定川水面
仙	腕崎（北緯三八度二一分五秒東経一四一度三三分五七秒）から一七七度五、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇九度に引いた線、唐戸島南端から二〇九度九、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに貞山橋以北の貞山堀水面
秋田	小潤崎を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び腰丈橋下流の象潟川水面
金	金浦港灯台（北緯三九度一五分二二秒東経一三九度五四分四一秒）を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面
浦	芹田崎から二三度三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
平	子吉川口右岸突端を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び由利橋下流の子吉川水面

賀 敦 浜 小 田 和 浦 福 島 輪 飯 田 木 小 津 宇 出 水 穴 尾 七 石 川 尾 見 水	岩崎ノ鼻灯台(北緯三六度四八分三〇秒東経一三七度二分五九秒)から三〇八度一、一〇〇メートルの地点から四〇度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、富山東防波堤灯台(北緯三六度四分五五秒東経一三七度一分三〇分)から一〇二度三〇分一、四〇〇メートルの地点から〇度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、これらの地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面、小矢部川城光寺橋、庄川新庄川橋及び神通川萩浦橋各下流の河川水面、内川水面、放生津瀉水面並びに岩瀬運河及び中島閘門以北の富岩運河の各運河水面
唐島三角点(一二メートル)(北緯三六度五一分五二秒東経一三六度五九分四四秒)を中心とする半径一、九〇〇メートルの円内の海面並びに余川川間島橋、上庄川北の橋及び新川野尻屋橋各下流の河川水面	屏風崎南端から石崎屏風北西端まで引いた線、能登島指向灯(北緯三七度六分四一秒東経一三七度一分二二秒)から新崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大谷川新大谷川橋及び御祓川尾湾橋各下流の河川水面
タケガ鼻から二二九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに城山橋下流の小又川水面	宇出津灯台(北緯三七度一七分五九秒東経一三七度九分八秒)から八六度六九五メートルの地点から一八〇度八二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三三度三〇分一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに笹谷川笹谷川橋、梶川港大橋及び薬師川薬師橋各下流の河川水面
城ヶ鼻(北緯三七度一八分一二秒東経一三七度一四分二〇秒)から一八〇度一、四一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、三五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	妙見山三角点(五四メートル)(北緯三七度二六分五四秒東経一三七度一六分二四秒)から二一〇度一、六〇〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び吾妻橋下流の若山川水面
竜ヶ崎から一一四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びにいろは橋下流の河原田川水面	藻ノ崎を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
滝崎灯台(北緯三六度五五分四五秒東経一三六度四分五五分)から一五七度九六〇メートルの地点を中心とする半径八〇〇メートルの円内の海面	大野灯台(北緯三六度三六分五八秒東経一三六度三六分一〇秒)から二七度三〇分五、〇〇〇メートルの地点から三〇六度二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三六度八、五四五メートルの地点まで引いた線、同地点から一二六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、大野川水面並びに普正寺橋下流の犀川水面
葎ヶ崎北西端(北緯三五度三二分二六秒東経一三五度二九分四四秒)から二四〇度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点からダン鼻(北緯三五度三二分四八秒東経一三五度二九分二七秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	大見崎から津崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに城山山頂から八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
二児島崎から波懸鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	松ヶ崎から明神崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに笹ノ橋下流の旧笹ノ川水面

井 福	三国防波堤南西方照射灯(北緯三六度一三分一一秒東経一三六度七分五三秒)から六度一、一三〇メートルの地点から二四九度一、一九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二〇度六、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八一度三、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに九頭竜川新保橋及び竹田川港橋各下流の河川水面
稲 東	稲村弁天岩(八メートル)(北緯三五度七分東経一三九度五分四八秒)から一八六度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
伊 代	網代村三角点(一六三メートル)(北緯三五度二分四四秒東経一三九度五分四九秒)を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面中熱海港の区域に属する部分を除いた海面
取 下	伊東東防波堤灯台(北緯三四度五八分二六秒東経一三九度六分一三秒)から二六四度一、二五〇メートルの地点を中心とする半径二、八〇〇メートルの円内の海面
手 田	稲取岬から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
石 崎	狼煙崎から赤島南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びにみなと橋下流の稲生沢川水面
宇 須	アジボガ鼻から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
久 須	廻崎三角点(一五〇メートル)(北緯三四度五一分五八秒東経一三八度四分二八秒)から一七四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
肥 土	丸山崎から二八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
戸 田	大川左岸突端を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
静 浦	金桜山山頂(二五一メートル)から淡島島頂まで引いた線、同地点から大久保鼻護岸南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
津 沼	下香貫村三角点(五〇メートル)(北緯三五度四分二六秒東経一三八度五一分四一秒)を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面中同三角点から二三五度三五〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により引いた線以北の部分並びに港大橋下流の狩野川水面
子 田	沼川東海道本線鉄道橋南西端を中心とする半径一、六〇〇メートルの円内の海面並びに沼川沼川新橋、和田川新和田川橋、潤井川田子の浦橋及び江川江川水門各下流の河川水面
浦 清	清水灯台(北緯三五度三八分八秒東経一三八度三一分五〇秒)から六度六〇〇メートルの地点から三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに千歳橋下流の巴川水面
水 焼	焼津港焼津南防波堤北灯台(北緯三四度五二分九秒東経一三八度二〇分一四秒)から二度一、二六五メートルの地点から八〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度八五メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度三、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに瀬戸川当目大橋、小石川須原橋、旧黒石川新川橋、黒石川小川橋及び木屋川港橋各下流の河川水面

静 岡 県

下津	西ノ崎から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
井津	三百山三角点(一三五メートル)(北緯三四度二六分五八秒東経一三三度四分五〇秒)から二六度一、三一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七度三〇分九一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二度二、〇三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八度三〇分三、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度四、四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八九五メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに水島港八幡防波堤灯台(北緯三四度三〇分五〇秒東経一三三度三九分五四秒)から六五度三〇分二、五九〇メートルの地点から五四度四に引いた線以南の高梁川水面
水島	古城山三角点(六九メートル)(北緯三四度三〇分四秒東経一三三度三〇分二秒)を中心とする半径九〇メートルの円内の海面
笠岡	狐崎から仙酔島島ノ岬まで引いた線、同地点から九〇度五、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五九度七、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに芦田川河口せき下流の芦田川水面
尾道	犬吠山山頂から西岩岳三角点(一三〇メートル)(北緯三四度二二分五八秒東経一三三度九分二〇秒)まで引いた線、鶏小島から向島布刈鼻まで引いた線、同島女法崎から宝間鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
糸崎	猿ヶ鼻から大谷鼻(北緯三四度一九分四八秒東経一三三度二二秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
忠海	太郎ヶ鼻(北緯三四度一八分九秒東経一三二度五二分二七秒)から阿波島源氏ヶ鼻(北緯三四度一九分二七秒東経一三二度五六分一二秒)まで引いた線、同地点から八〇度一、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から観音山三角点(二六三メートル)(北緯三四度二〇分二九秒東経一三二度五八分三五秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
安芸	風早三角点(二九六メートル)(北緯三四度一八分四秒東経一三二度四分五九秒)から木谷三角点(一三八メートル)(北緯三四度一八分三二秒東経一三二度五一分四秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
津	豆倉鼻から一九九度一、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、下猫崎から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大戻ヶ鼻から二六五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
呉	観音崎から岬島南端を経て似島南東端まで引いた線、同島地獄鼻から大カクマ島南端まで引いた線、同地点から沖ノ山鼻(北緯三四度一九分五七秒東経一三二度一九分一七秒)の方向に四、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに瀬野川明神橋、猿猴川仁保橋、京橋川御幸橋、元安川南大橋、旧太田川住吉橋、天満川昭和太田川庚午橋各下流の河川水面
広島	油見三角点(二三三メートル)(北緯三四度一三分二七秒東経一三二度一一分四二秒)から六五度一、六〇〇メートルの地点を中心とする半径二、三〇〇メートルの円弧のうち同地点から六度三〇分に引いた線以東であつて、かつ、八六度三〇分に引いた線以北の部分、同地点から八六度三〇分二、三〇〇メートルの地点から一七六度三〇分一、七一一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大竹	

土生	平内島北端から三二九度に引いた線、同島東端から生名島波間田鼻まで引いた線、同島嶮島北端から弓削島伊勢ヶ鼻まで引いた線、同地点から二五度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点と奥山山頂(三九一メートル)とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面
重井	長串鼻から小細島北端まで引いた線、同島西端から一八八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
佐木	佐木島鍋ヶ鼻から八〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度三、三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六一度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
瀬戸	向上寺山三角点(六六メートル)(北緯三四度一八分二六秒東経一三三度五五分一三秒)から七六度八四〇メートルの地点を中心とする半径二、六〇〇メートルの円弧、高根島三角点(三一〇メートル)(北緯三四度一八分三六秒東経一三三度四分一四秒)と生口島婿戻ノ鼻とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面
鮎崎	鮎崎から佐組島東端まで引いた線、同島西端から生野島馬取鼻(北緯三四度一七分一八秒東経一三二度五五分三三秒)まで引いた線、同島カンネ鼻から船島險ヶ鼻まで引いた線、同島南端から象頭鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
木ノ	高山鼻から中ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
江ノ	御手洗島三角点(四四九メートル)(北緯三四度一〇分一九秒東経一三二度五〇分五五秒)から岡村島観音崎まで引いた線、同島戸町山山頂(八八メートル)から三二〇度一、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三角島三角点(一一〇メートル)(北緯三四度一一分三六秒東経一三二度四八分四六秒)まで引いた線、同三角点から一八四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大西	七々見山山頂(五七メートル)から長島三角点(七四メートル)(北緯三四度一五分五九秒東経一三二度五二分一八秒)まで引いた線、同三角点から長九郎鼻まで引いた線、同地点から舞鶴新開明神(北緯三四度一四分五七秒東経一三二度五四分五秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
蒲刈	大平山山頂から九五度に上蒲刈島まで引いた線、下蒲刈島白崎から八〇度五、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇七度二、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から上蒲刈島三崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
嶮島	小名切岬(一四メートル)から二二八度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
山口	岩国港北防波堤灯台(北緯三四度一一分三八秒東経一三二度一四分五五秒)から四一度二、七五〇メートルの地点から二五八度三〇分に引いた線、同地点から兜島三角点(一〇二メートル)(北緯三四度七分一六秒東経一三二度一八分五六秒)まで引いた線、面高鼻から九〇度四、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から兜島三角点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、小瀬川最下流送油橋下流の山口県の区域内の河川水面並びに今津川連帆橋及び門前川鉄道橋各下流の河川水面
久賀	大崎鼻から二八一度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
安下	安下崎から龍崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

山口県

小松	津長鼻から一七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに新明新橋下流の屋代川水面
柳井	柳井港東防波堤灯台（北緯三三度五七分七秒東経一三二度八分一七秒）から三八度六八〇メートルの地点から一八〇度二、三一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに片野橋下流の片野川水面
室津	唐釜（一九メートル）から長島奈古屋崎まで引いた線、同島赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面中上関港の区域に属する部分を除いた海面
上関	唐釜から長島奈古屋崎まで引いた線、同島赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四五度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八〇度一、一二五メートルの地点まで引いた線、同地点から三四二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
平生	梶取岬から用害三角点（一〇九メートル）（北緯三三度五三分四四秒東経一三二度二分四二秒）まで引いた線、同三角点から六四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋下流の田布施川水面
室積	赤崎から赤岩まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
徳山	赤崎三角点（七一メートル）（北緯三四度二分四二秒東経一三二度四分三〇秒）から郷屋三角点（一四二メートル）（北緯三四度二分五秒東経一三二度四分二九秒）まで引いた線、馬島金崎から笠戸嶋三角点（二五六メートル）（北緯三三度五十六分一四秒東経一三一度四分三三秒）まで引いた線、同三角点から九二度一〇、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流鉄道橋下流の島田川水面
三田	三田尻中関港築地東防波堤南灯台（北緯三四度五四秒東経一三二度三六分四三秒）から二七七度三〇分三二〇メートルの地点を中心とする半径一、一〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二二度及び二五度に引いた線以南の部分、中関灯台（北緯三三度五九分五八秒東経一三一度三二分三八秒）から一五五度九九〇メートルの地点を中心とする半径九〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ九六度三〇分及び三三五度に引いた線以南の部分並びに陸岸により囲まれた海面
秋徳	岩屋ノ鼻から七八度二、八〇〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
山口	岩屋ノ鼻から二九三度三〇分引いた線、阿知須干拓地東北端（北緯三四度一分一九秒東経一三一度二分五八秒）から幸崎干拓地南西端（北緯三四度一分三二秒東経一三一度二分四四秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
丸尾	月崎から丸尾崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宇部	黒崎から本山灯台（北緯三三度五二分五秒東経一三一度一分五九秒）まで引いた線、同灯台から二七五度に引いた線、本山岬から一六〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに真締川真締大橋及び厚東川大橋各下流の河川水面
小野田	小野田港防波堤灯台（北緯三三度五八分二四秒東経一三二度九分五三秒）を中心とする半径一、七〇〇メートルの円内の海面及び小野田橋下流の有帆川水面
厚狭	宮崎三角点（一一四メートル）（北緯三四度二分二秒東経一三一度七分三七秒）から一五〇度一、三〇〇メートルの地点から一〇七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに下津橋下流の厚狭川水面
狭	

山口県 福岡県

小松	竜宮島北端から七三度に引いた線、同島南端から一五〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
串本	特牛灯台（北緯三四度一九分九秒東経一三〇度五三分三〇秒）から二〇〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
特牛	角島三角点（三〇メートル）（北緯三四度二〇分三七秒東経一三〇度五一分二秒）から四〇〇メートルの地点を中心とする半径六〇〇メートルの円内の海面
島角	串山三角点（五六メートル）（北緯三四度二分四三秒東経一三〇度五八分六秒）から九〇度八〇〇メートルの地点を中心とする半径八〇〇メートルの円内の海面及び鉄道橋下流の栗野川水面
野栗	屋海鼻から青海島千貫瀬鼻まで引いた線、王子鼻から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに琴橋下流の三隅川水面
崎仙	大瀬鼻から笠山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに雁島橋下流の松本川水面
萩	海苔石から天神三角点（四六メートル）（北緯三四度三七分五〇秒東経一三一度三四分五四秒）を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面
須佐	宇生ヶ崎から布鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
江崎	一部埼灯台（北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒）から五六度三〇分一、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三九度三、一四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三七度一、一一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇九度一、二三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇〇度に引いた線、根岳山頂（七一メートル）から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線、南風泊東防波堤、同防波堤突端から南風泊北防波堤突端まで引いた線、同防波堤、竹ノ子島台場鼻から三〇〇度三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四二度に引いた線、六連島灯台（北緯三三度五八分四一秒東経一三〇度五二分四秒）から五六度四、八〇〇メートルの地点から〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、七二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六連島鶴ノ石鼻まで引いた線、同島ウドノ鼻から二三度四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四四度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から和合良島島頂（二五メートル）まで引いた線、同島頂から二五七度一、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二四度三〇分三三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一〇度三〇分一、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一二度三〇分一、七七三メートルの地点まで引いた線、白洲灯台（北緯三三度五九分一秒東経一三〇度四七分三〇秒）から四九度三〇分二、三九〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円弧のうち同地点から一九〇度に引いた線以西であつて、かつ、同地点から二五四度三〇分引いた線以南の部分、同地点から二五四度三〇分二、〇〇〇メートルの地点から三一二度三〇分一、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一九度三〇分四、七八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九五度三〇分引いた線、同地点から二七〇度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度二、六四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七八度五、八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度二、六五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八三度三〇分二四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度四一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四〇

宇和島	戎ヶ鼻から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
吉田	竜王鼻(北緯三三度一五五分三秒東經一三二度三〇分五六秒)から七一度一、一〇〇メートルの地点から一三五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに立間川長栄橋、立間尻川口橋、南谷川新港橋及び鶴間川大日大橋各下流の河川水面
三瓶	御手洗鼻から龍王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
八幡	城ヶ浦鼻から三四〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
川之石	松ヶ鼻から丸岩鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
三崎	オミ岬から大鳥井碇を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面
三機	換鼻から走手鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
長浜	長浜港北防波堤灯台(北緯三三度三七分二秒東經一三二度二九分二二秒)から二四三度八〇〇メートルの地点を中心とする半径九〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二二〇度及び二八六度に引いた線以西の部分、同地点から二八六度九〇〇メートルの地点から一六度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五二度三、一九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
郡中	郡中港西防波堤灯台(北緯三三度四五分三秒東經一三二度四一分三秒)から一四二度三〇分四四〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
松山	興居島黒崎から一八五度三〇分四、一四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度に陸岸まで引いた線、同島神崎から白石ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
北条	鹿島三角点(一一四メートル)(北緯三三度五八分二六秒東經一三二度四五分四九秒)から七一度三〇分六九〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
菊間	菊間港防波堤灯台(北緯三四度二分一八秒東經一三二度五〇分一六秒)から一九八度一八〇メートルの地点を中心とする半径七〇〇メートルの円内の海面及び更生橋下流の菊間川水面
今治	大浜潮流信号所(北緯三四度五分二五秒東經一三二度五九分一六秒)から九六度三三三〇メートルの地点から一二〇度三、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四八度三、一一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに東門橋下流の蒼社川水面並びに来島山尻ノ鼻からそれぞれ一七度及び二五四度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
吉海	鴨磯から七〇度に引いた線、同地点から津倉北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
壬生川	壬生川港壬生川西防波堤灯台(北緯三三度五七分二五秒東經一三三度六分三九秒)から二六六度三〇分二、五五〇メートルの地点から六七度四、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四七度一、五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

西条	西条港導灯(後灯)(北緯三三度五五分四秒東經一三三度一〇分三二秒)から一四五度三五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
新居	新居浜市と西条市との境界海岸(北緯三三度五六分五秒東經一三三度一四分九秒)から三五一度三〇分に引いた線、大島虎崎から二七〇度三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五四度に引いた線、大島中山崎から一九六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに元塚橋下流の尻無川水面
寒川	寒川港防波堤灯台(北緯三三度五八分二六秒東經一三三度三〇分五〇秒)から二一五度三〇分三二五メートルの地点を中心とする半径四〇〇メートルの円内の海面
三川	川之江三角点(六二メートル)(北緯三四度四七秒東經一三三度三四分三秒)から四四度一、六四〇メートルの地点から三二一度一、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三五度六、五七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六三度一、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六〇度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
岡村	岡村島三角点(一六〇メートル)(北緯三四度一分二三秒東經一三二度五三分二〇秒)から一九三度三〇分六四〇メートルの地点から一五八度二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮浦	泊ヶ鼻(北緯三四度一四分五二秒東經一三二度五九分一四秒)から道明ヶ鼻(北緯三四度一五分八秒東經一三二度五九分二二秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
伯方	金ヶ崎から波戸名鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
高知	唐人ヶ鼻を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
室戸	外防波堤突端(北緯三三度一五分四九秒東經一三四度九分四七秒)を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
室岬	後免一号防波堤突端(北緯三三度一七分八秒東經一三四度八分三三秒)を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び港橋下流の室津川水面
津奈	奈半利川口左岸突端を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び奈半利川橋下流の奈半利川水面
利半	高知灯台(北緯三三度二九分四六秒東經一三三度三四分二三秒)から一八〇度五〇六メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度三、〇二五メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇二度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに下田川五台山橋、国分川青柳橋、堀川大鋸屋橋、鏡川九反田橋及び新川御倉橋各下流の河川水面
宇佐	白ノ鼻から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
須崎	コギーノ鼻から二五七度一、五五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から角谷岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大峰橋下流の桜川水面
久野	大野崎から二一五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
上礼	加江崎から押岡崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

府別	江守東国津田竹田高	大分	福	池	鬼岡富	深	牛	渡	本	戸	姫	津合	洲長
高崎山山頂から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	川永代橋各下流の河川水面 権現鼻から四五度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八坂川錦江橋及び高山の田深川水面 分三二五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び港橋下流の田深川水面	東国港南防波堤灯台（北緯三三度三四分東経一三一度四四分三三秒）から二四一度三分三二五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び港橋下流の田深川水面	川口三角点（二・八メートル）（北緯三三度三四分三八秒東経一三一度二五五分三八秒）から一一五度三分一四〇メートルの地点を中心とする半径二、五〇〇メートルの円内の海面並びに桂川桂橋及び寄藻川浮殿橋各下流の河川水面 琵琶埼から太郎岩を経て龜埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	小松橋東端を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面及び小松橋下流の駅館川水面	鬼池港防波堤A東灯台（北緯三二度三二分五八秒東経一三〇度一分二九秒）から二〇二度三分三六〇メートルの地点を中心とする半径九〇〇メートルの円内の海面	大塚三角点（四・一メートル）（北緯三三度三六分五六秒東経一三二度一分二五秒）を中心とする半径三、〇〇〇メートルの円弧のうち同三角点からそれぞれ一〇度及び二七九度引いた線以北の部分、同三角点から一〇度三、〇〇〇メートルの地点から二五度四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七一度六、二一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇九度二、一五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇九度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに山国橋下流の山国川水面	牛深港灯台三角点（七六メートル）（北緯三二度一分二九秒東経一三〇度一分一〇秒）から三三八度三分二五〇メートルの地点を中心とする半径二、二〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二六度及び一一二四度引いた線以東の部分、同三角点から一四七度五〇〇メートルの地点から〇度引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	巴埼から一六〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	茂木根埼から一三五度引いた線、須森南端から二七一度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに広瀬川大矢橋、小松原川市安橋、町山口川昭和橋、南川昭南橋及び龜川明龜橋各下流の河川水面	小島鼻（北緯三二度二六分二七秒東経一三〇度二四分五二秒）から小島鼻頂を経て雨龍埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	陸岸により囲まれた海面	ソペノ埼（北緯三二度三一分二九秒東経一三〇度二五五分五秒）から六六度前に前島まで引いた線、同島沖ノ鼻（北緯三二度三一分四七秒東経一三〇度二五五分四五秒）から三五度前に中島まで引いた線、同島中島ノ鼻（北緯三二度三一分四一秒東経一三〇度二六分九秒）から鬼塚ノ鼻（北緯三二度三一分三八秒東経一三〇度二六分一八秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	長洲港北防波堤灯台（北緯三二度五五分二三秒東経一三〇度二六分一九秒）から一四度三分一、〇二〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ一〇度及び二七〇度引いた線以北の部分、同地点から二七〇度一、三〇〇メートルの地点から一八三度九〇〇メートルの地点まで引いた線、同灯台を中心とする半径一、一〇〇メートルの円弧のうち同灯台からそれぞれ一五〇度及び二七〇度引いた線以南の部分並びに陸岸により囲まれた海面

浦外	津油	海内	崎宮	島細	呂々	土	岡延	浦北	江浦	伯	佐	見久	津	杵	白	関	賀	佐	分大
観音埼から祇園埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに黒島橋下流の潟上川水面	裸燈台（北緯三一度三三分五四秒東経一三一度二四分五九秒）から三一八度三分六六〇メートルの地点から一八〇度二四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇〇度三分一、〇九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに堀川運河水面	流の内海川水面	内海港沖防波堤灯台（北緯三二度四五分八秒東経一三一度二八分三二秒）から三四八度三八〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円内の海面及び内海橋下流の内海川水面	榎村水神松三角点（二・一メートル）（北緯三二度五四分二七秒東経一三一度二七分二四秒）を中心とする半径四、〇〇〇メートルの円内の海面並びに大淀川高松橋及び新別府川一ツ葉橋各下流の河川水面	倉戸鼻から乙島三角点（七九メートル）（北緯三二度二七分五五秒東経一三一度四分六秒）まで引いた線、同三角点から九二度三分二、七一五メートルの地点まで引いた線、同地点から一七七度三分一、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から戒の上三角点（一〇二メートル）（北緯三二度二五分二五秒東経一三一度四分六秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	洋望埼からタカチ碇に引いた線、同地点から一七八度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	東海山山頂（二五八メートル）から二六〇度一、〇〇〇メートルの地点を中心とする半径二、五〇〇メートルの円内の海面並びに同円内の五ヶ瀬川、祝子川、友内川及び北川の各河川水面	投石礁東端から烏帽子落南端まで引いた線、同地点から三四二度引いた線、投石礁東端から三四六度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	米搗鼻から雀研鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	橋各下流の河川水面	番匠川口右岸突端から東島東端まで引いた線、高松戎鼻から官島島頂を経て浪太鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに中川海運橋、中江川美国橋及び番匠川水路橋各下流の河川水面	横浦埼から一六度三分一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一一九度四、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九二度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大野川鶴崎橋、乙津川海原橋、裏川裏川橋及び大分川弁天大橋各下流の河川水面	天神ヶ鼻から三三七度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	横浦埼から一六度三分一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一一九度四、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九二度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大野川鶴崎橋、乙津川海原橋、裏川裏川橋及び大分川弁天大橋各下流の河川水面	天神ヶ鼻から三三七度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	天神ヶ鼻から三三七度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	天神ヶ鼻から三三七度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	天神ヶ鼻から三三七度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	大分港北突堤灯台（北緯三三度一五分五秒東経一三一度三五分一三秒）から二七〇度三分一、七〇〇メートルの地点から二四度一、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七四度一二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一一九度四、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九二度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大野川鶴崎橋、乙津川海原橋、裏川裏川橋及び大分川弁天大橋各下流の河川水面

福島	川及び福島川の各河川水面	鹿島	志布志港防波堤灯台(北緯三二度二八分二秒東經一三二度六分三二秒)から一〇一度一、九〇〇メートルの地点から二八度六、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	鹿屋	鹿屋港北沖防波堤南灯台(北緯三二度二四分九秒東經一三〇度四五分三一秒)から八〇度八四〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	鹿屋	鹿屋港南防波堤灯台(北緯三二度二九分四一秒東經一三〇度四一分四二秒)から三八度三〇分八八〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二五九度及び三五二度に引いた線以西の部分、同地点から二五九度二、〇〇〇メートルの地点から一六七度二、五七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに本城橋下流の本城川水面	福山	若御子鼻から宮浦川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	加治木	加治木港基本水準標識(北緯三二度四三分四八秒東經一三〇度四〇分二秒)から二七五度三〇分二〇〇メートルの地点を中心とする半径八〇〇メートルの円内の海面並びに綱掛川綱掛橋及び日木山川日木山橋各下流の河川水面	鹿島	平川三角点(一二六メートル)(北緯三二度二七分四二秒東經一三〇度三〇分三一秒)から一四七度一、七〇〇メートルの地点から九〇度一、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から沖小島三角点(三九メートル)(北緯三二度三三分三九秒東經一三〇度三六分五五秒)まで引いた線、同三角点から神瀬灯台(北緯三二度三四分一秒東經一三〇度三三分二四秒)まで引いた線、同灯台から三四二度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに甲突川天保山橋及び永田川小松原橋各下流の河川水面	喜入	ENES喜入基地船だまり東防波堤灯台(北緯三二度二三分四〇秒東經一三〇度三二分二八秒)を中心とする半径四、五〇〇メートルの円内の海面	山川	山川港番所鼻灯台(北緯三二度一二分三六秒東經一三〇度三八分一二秒)を中心とする半径二、三〇〇メートルの円内の海面	枕崎	赤崩鼻からカク鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	野崎	山神鼻を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	池間		串木	串木野港A防波堤灯台(北緯三二度四二分三六秒東經一三〇度一五分八秒)から一〇九度二、六六〇メートルの地点から二二八度二、八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二一度三〇分三、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五二度三〇分五五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二一度三〇分一、三〇〇メー	野	
----	--------------	----	---	----	---	----	---	----	-----------------------------------	-----	---	----	--	----	--	----	--	----	-----------------------------	----	----------------------------	----	--	----	--	---	--

川内	唐山三角点(四四メートル)(北緯三二度五一分四四秒東經一三〇度二二分六秒)から二〇三度二、九六〇メートルの地点から三二八度二、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九九度二、六二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から牛ノ頭北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに月屋山三角点(一六〇メートル)(北緯三二度五〇分四九秒東經一三〇度一三分一六秒)から二二五度三〇分に引いた線以北の川内川及び原田川の各河川水面	阿久根	阿久根港西防波堤灯台(北緯三二度一分一三秒東經一三〇度一分二二秒)から一八五度六〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び港橋下流の高松川水面	米津	米ノ津港西防波堤北灯台(北緯三二度八分六秒東經一三〇度二〇分一二秒)から一三四度三〇分六九〇メートルの地点を中心とする半径一、九〇〇メートルの円内の海面及び米之津橋下流の米ノ津川水面	西津	西之表港沖防波堤北灯台(北緯三〇度四四分三七秒東經一三〇度五八分五七秒)から一三三度三〇分八二五メートルの地点から三〇六度三〇分一、二六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八一度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	島間	島間港沖防波堤灯台(北緯三〇度二八分一一秒東經一三〇度五一分五六秒)から一九八度三〇分七二〇メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面	中島	倉妻崎から串崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	手打	釣掛燈台(北緯三二度三七分二二秒東經一二九度四一分二七秒)から七〇度三〇分一、九〇〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	一打	湊鼻から二二二度三〇分四二〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面及び一湊川橋下流の一湊川水面	宮之	肥瀬ノ崎から〇度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から塚崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮之浦橋下流の宮之浦川水面	浦名	赤崎から九〇度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	瀬古	皆通崎から二四四度二に引いた線、油井崎から一八〇度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	仁屋	金武岬南端から伊計島北端まで引いた線、同島南端、宮城島東端、浮原島東端、津堅島南端及び久高島東端を順次に結んだ線、同島南端から知念岬南端まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	那覇	大嶺鼻西端から三二二度三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二〇度六、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに国場川明治橋及び安里川泊高橋各下流の河川水面	渡久	渡久地港南防波堤灯台(北緯二六度三九分三八秒東經一二七度五三分一八秒)から一〇九度一五分九〇〇メートルの地点から二六二度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から瀬底島東端まで引いた線、同地点から一九〇度二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九七度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	地	
----	---	-----	---	----	---	----	---	----	--	----	----------------------------	----	--	----	--	----	---	----	----------------------------	----	--	----	--	----	--	----	---	---	--

